

植村裁判東京訴訟「不当判決」



「命の危険がある暴風雨が襲来している。だが普段通り通学・出勤して差支えない」なんて気象予報が通るだろうか。西岡力・麗澤大学客員教授と文藝春秋社に2750万円の損害賠償を求めた植村裁判東京訴訟は、6月26日11:30から東京地裁で「不当判決」が言い渡された。判決は「捏造」攻撃が植村さんの名誉を棄損したことは認めたが、西岡氏の主張には一定の合理性があるとして免責したのだ。新聞記者にとって命を奪われるほどの「捏造」攻撃が名誉を棄損したと認めるなら、そんな攻撃をした者には損害賠償をさせるのが当然ではないか。

この不当判決に対して、弁護団と植村隆さんは、直ちに声明を出し、控訴することを決定した。

16時から参議院議員会館で開かれた報告集会で、弁護団はこの判決は「慰安婦問題は解決済み」という現政権の姿勢を忖度した政治的判決だと徹底批判した。

植村さんは不当判決に対して「5年前『娘を殺す』とまで脅迫され、塗炭の苦しみを味わった。しかし5年間で成長した。裁判を起こしてから攻撃は止まった。怒りは静かに燃えている」と決意を表明した。「捏造記者攻撃」を許さぬ闘いは続く。写真上右は、報告集会で決意表明する植村隆さんと、新崎盛吾・前新聞労連委員長。

原告・植村隆さんの声明

元東京基督教大学教授の西岡力氏と週刊文春発行元の文藝春秋社を名誉毀損で訴えた裁判で本日、東京地裁の原克也裁判長が不当な判決を下しました。判決では、私の記事を「捏造」とする西岡氏の言説及び私を糾弾する週刊文春の記事により、私の社会的評価が低

下したと、名誉棄損を認めました。しかし、私が捏造したと西岡氏が信じたことには理由があるなどとして、西岡氏らを免責しました。西岡氏は私に取材もせずに、「捏造」記事を書いたと決めつけ、さらには言説の根拠となる証拠を改ざんまでしていましたが、法廷でも明らかになっています。裁判所はそうした事実を知りながら、私の意図を曲解して一部の真実性を認め、真実相当性の認定のハードルも地面まで下げて、西岡氏らの責任を不問にしました。こんな判決がまかり通れば、どんなフェイクニュースでも、書いた側の責任が免除されることになります。非常に危険な司法判断です。決して許せません。

この間の審理では、西岡氏の週刊文春の談話がフェイクだということが明らかになりました。西岡氏は虚偽の根拠に基づいて、私の記事を「捏造」とレッテル貼りしていたのです。事実を大切にするジャーナリズムの世界では、西岡氏は完敗していました。しかし、今回の判決では、西岡氏のフェイクが全く不問にされています。

週刊文春に掲載された西岡氏の談話や同誌の報道は、すさまじい「植村捏造バッシング」を引き起こしました。私は転職先を失い、「娘を殺す」と脅迫されるなど塗炭の苦しみに直面しました。しかし、判決では文藝春秋は問題提起をしただけで、バッシングを扇動するものとは認められず、不法行為は成立しないと断じています。ではなぜ、「植村捏造バッシング」が起きたのでしょうか。「植村捏造バッシング」は幻ではないのです。

昨年11月9日、西岡氏と共に私の記事を「捏造」と言いふらしてきた、櫻井よしこ氏（2面へつづく）

（1面から）の責任を免除する不当な判決が札幌地裁で下されました。西岡氏はこうも言っています。「私は1991年以来、慰安婦問題での論争に加わってきた。安倍晋三現総理大臣や櫻井よしこ本研究所理事長らも古くからの同志だ」（国家基本問題研究所ろんだん）。今回もまた「アベ友」を免責する不当判決が出ました。しかし、私はひるむことなく、言論人として堂々と闘いを続けていきたいと思います。この不当判決を高等裁判所で覆すべく、頑張りたいと思います。

2019年6月26日

元朝日新聞記者・韓国カトリック大学客員教授
週刊金曜日発行人

植村 隆

国家権力犯罪に賠償要求

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、1974年以来、政府に対して「治安維持法犠牲者と国民の訴えに耳を傾け、一日も早い名誉回復・謝罪を国家賠償」を求めて、運動を継続・展開している。

同同盟の調査によれば、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りとなっている。A=警察署での拷問による虐殺者93人、B=服役中・未決拘留中の獄死者128人、C=服役中、未決拘留中の暴行・虐待・劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡した者208人、D=弾圧で再起できず自死25人、E=宗教弾圧での虐殺・獄死者など60人、F=検挙者数6,8274人、G=起訴者数6,550人、H=起訴猶予7,316人、検束・勾留者数（未送検者数）数10万人。宮澤弘幸はC項の一人として記載されている。

弾圧犠牲者への謝罪と賠償=世界の現状

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956年連邦補償法制定。ナチス犠牲者に2010年までの補償総額は680億7900ユーロ（約8兆8500億円）。15万3000人に一人当たり年額80万円の年金支給。【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。【アメリカ】1988年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者6万人対象。一人2万ドル（250万円）を支払い、大統領が謝罪。【カナダ】第二次大戦中強制収容し、1988年法制定時生存の日系人1万7000人対象。一人2万1000ドル（約250万円）を補償。【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役1年以上に年金毎月16万円支給。【スペイン】2007年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行

くコラム> 冤罪忘れるな！④

狭く、動けず、寒く

6月から6月、まる2年の網走独房

1943年6月、宮澤弘幸は懲役15年の刑で、網走刑務所に収監された。一度も公判が開かれることなく同年5月27日付で上告棄却となり、程なく、北海道縦断の列車で終着駅・網走へと囚人送り。以来45年6月25日に仙台・宮城刑務所へ移監されるまで、まるまる2年を最北の独房に閉じ込められる。北の大地に夢を広げ、夢を奪われての大地の果てだった。



当時、網走には扇状に5舍房あり、4舍房が独房で80房あった。非転向の政治犯と矯正不能とされる重罪犯が割り振られ、宮澤はここに入れられた。3畳にも満たず、懲罰房に入れられる以外には外に出されることもなく、懲役も房内作業に限られた。入獄の年は11月5日に初雪、7日に氷点下、年末からは零下20度が続き、翌年1月5日に流氷が来て、去ったのは5月の4日だった。どこまで想像できるだろうか？



「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部=冤罪の真相 第2部=冤罪事実の条条検証
資料編=判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付=重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

う「歴史記憶法」制定。【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧に2013年補償法決定など。【チリ】1992年ピノчетト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。指定に奨学金など決定。

治維法同盟のねばり強い要求行動に対して、日本政府は全く対応していません。事務局は「国家権力犯罪に“時効”はない」ことを再確認し、「宮澤・レン・スパイ冤罪事件」の真相をさらに広める取り組みを検討していく予定です。 （福島 清）

【お詫び・訂正】第33号35~右7行目「…人間としても同性としても…」は「…人間としても同性としても…」でした。お詫びして訂正します。